

令和4年2月9日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 様



国税庁 広報広聴室長
江崎 純子

令和3年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税等の申告・
納付期限の個別指定による期限延長に伴う対応について（依頼）

平素は、税務行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記については、オミクロン株による感染の急速な拡大状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日（金）までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができることといたしました。

つきましては、貴会及び各税理士会並びに各支部において、確定申告周知用のポスター（別添1）を掲出していただいている場合には、大変、お手数ですが、「※感染等により、期限までに申告が困難な方は延長することができます。」をご対応が可能な限りにおいて、ポスターに追記していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、ポスターへの追記につきましては、ポスターのサイズに応じて別添2を貼付いただくか、ポスター下部に手書きしていただくなどによるご対応をお願いいたします。

御不明な点につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】 国税庁 広報広聴室 広報第二係 浦川
03-3581-4161（内線 3455）